

平成22年8月24日

独立行政法人環境再生保全機構の業務・マネジメント等に関する意見募集の結果

環境省独立行政法人評価委員会
環境再生保全機構部会

標記について、平成22年6月28日から7月8日までの間、環境省のホームページ等を通じてご意見を募集したところ、1名の個人の方から1件のご意見をお寄せいただきました。

今般、いただいたご意見を別添のとおり取りまとめて公表します。

本部会は、いただいたご意見を参考にしつつ、平成21年度における独立行政法人環境再生保全機構の業務の実績に関する評価を行いました。

今回、ご意見をお寄せいただきました方々のご協力に厚く御礼申し上げます。

(別添)

業務実績報告書の 該当項目	該当ページ	ご意見
地球環境基金事業	-	地球環境基金で助成を受けた団体において、助成金の不正受給と思われる行為が行われており、なおかつ、機構においては筆跡鑑定による証拠書類の真偽の確認を怠るなど審査体制に不備があり、助成金の執行について検証する第三者機関の設置を検討して欲しい。

ご意見を受け、環境再生保全機構に対し、地球環境基金事業における助成金交付手続について確認したところ、下記のとおり回答がありましたので併せてご報告します。

<回答>

環境再生保全機構地球環境基金における事務手続については地球環境基金助成金交付要綱を定め、それに基づき実施しているところである。

助成金の支払いに際しては、交付要綱に定められた所定の請求書類に領収書等証拠書類の写しを添付したうえで請求することになっている。

提出された書類は複数の職員による内容の確認・審査を経た上で、支出の確定を行っている。

また、交付要綱第18条に基づき、各団体へ機構職員が赴き、助成金の使途や支出内容を証明する証拠書類の確認を行うとともに、助成活動事業の進捗状況や問題点などについてヒアリングを実施している（事務所指導として毎年度実施している。）。

参考

事務所指導の実績は以下のとおり。（直近3年間）

- ・平成19年度：40件（助成団体数：174件）約23%
- ・平成20年度：61件（助成団体数：205件）約30%
- ・平成21年度：59件（助成団体数：168件）約35%